

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、定期予防接種(A類及びB類)または臨時の予防接種について、各対象者への予防接種予診票の送付、予防接種の実施、予防接種の結果管理、実費の徴収を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び予防接種法に基づき、以下の事務において、収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①定期予防接種の予診票(接種票、接種券)の発行②定期予防接種の結果管理③定期予防接種の未接種者の把握・勧奨④実費の徴収⑤予防接種法による給付の支給に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第14項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供) <p>予防接種法 第5条第1項、第6条第1項、第6条第3項、第15条第1項、第28条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法 第19条第8号 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153の項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部門健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒411-0933 静岡県駿東郡長泉町納米里549 長泉町健康増進課成人保健チーム 055-986-8769 seijin@town.nagaizumi.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒411-0933 静岡県駿東郡長泉町納米里549 長泉町健康増進課成人保健チーム 055-986-8769 seijin@town.nagaizumi.lg.jp
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。また特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請書からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</p> <p>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</p>

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<別表第二における情報照会の根拠> 項番18	<別表第一における情報照会の根拠> 項番16の2、17、18、19 <別表第二における情報提供の根拠> 項番16の2	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	露木 伸彦	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	健康増進課長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 —目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 —不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 8. 監査	新設	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 1 特定個人情報提供ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新設	(新型インフルエンザの予防接種を含む)	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	新設	別表第一項番93の2	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	新設	別表第2項番115の2	事後	
令和5年1月6日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法 第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報照会の根拠> 項番16の2、17、18、19、115の2 <別表第二における情報提供の根拠> 項番16の2、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	番号法 第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報照会の根拠> 項番16の2、17、18、19、115の2 <別表第二における情報提供の根拠> 項番16の2、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	3個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項、別表第一項番10、別表第一項番93の2</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</p> <p>予防接種法 第5条第1項、第6条第1項、第6条第3項、第28条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項、別表第一項番10、別表第一項番93の2</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</p> <p>予防接種法 第5条第1項、第6条第1項、第6条第3項、第15条第1項、第28条</p>	事後	
令和5年1月6日	2しきい値判断項目 1取扱人数 いつ時点の計数か	令和3年3月8日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年1月6日	2しきい値判断項目 1取扱人数 いつ時点の計数か	令和3年3月8日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>予防接種法に基づき、各対象者への予防接種予診票の送付、予防接種の実施、予防接種の結果管理、実費の徴収を実施する。(新型インフルエンザの予防接種を含む)</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び予防接種法に基づき、以下の事務において、収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期予防接種の予診票(接種票、接種券)の発行 ②定期予防接種の結果管理 ③定期予防接種の未接種者の把握・勧奨 ④実費の徴収 ⑤予防接種法による給付の支給に関する事務 	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、定期予防接種(A類及びB類)または臨時の予防接種について、各対象者への予防接種予診票の送付、予防接種の実施、予防接種の結果管理、実費の徴収を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び予防接種法に基づき、以下の事務において、収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期予防接種の予診票(接種票、接種券)の発行 ②定期予防接種の結果管理 ③定期予防接種の未接種者の把握・勧奨 ④実費の徴収 ⑤予防接種法による給付の支給に関する事務 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一項番10、別表第一項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 予防接種法 第5条第1項、第6条第1項、第6条第3項、第15条第1項、第28条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表14項、126項 第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 予防接種法 第5条第1項、第6条第1項、第6条第3項、第15条第1項、第28条	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法 第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報照会の根拠> 項番16の2、17、18、19、115の2 <別表第二における情報提供の根拠> 項番16の2、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	番号法 第19条第8号 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和7年12月26日				事後	R6.10新様式への移行及び情報システムの標準化・共通化に伴う評価再実施